

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成 29 年 8 月

総 務 省

1 趣旨

免税軽油の譲渡については、その譲渡を引取りとみなして課税（みなす課税）されること、自衛隊の船舶の使用者が「我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるもの」に基づき当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため免税軽油を譲渡する場合には軽油引取税を課さないものとする特例が規定されている。（地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 6 項。政令で定める国際約束としては、地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 11 項において、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」（日豪 A C S A）を規定。）

先般の第 193 回国会において、「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定」（日英 A C S A）が承認され、相手国の英国でも承認されたため、その発効が見込まれることとなったことから、政令で定める国際約束として、「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定」（日英 A C S A）を追加するもの。

2 主な改正内容

地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 11 項に「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定」（日英 A C S A）を追加する。

3 施行期日

「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定」（日英 A C S A）の効力発生日（※）から施行する。

※ 「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定」（日英 A C S A）は両当事国政府が協定の効力発生日に必要な自己の内部手続（我が国では防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 42 号）が該当）を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力が生ずる。